

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認新潟地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	9 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	13 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	9 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年9月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年9月から61年3月まで

社会保険事務所に年金記録を照会したところ、申立期間が国民年金に未加入であるとの回答を受け取った。

私自身がA市役所において国民年金の任意加入手続を行い、昭和48年7月から61年3月まで保険料を納付していた。途中で任意加入を止めたことはないのに58年9月以降が国民年金に未加入とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年7月に国民年金に任意加入して以降、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料を概ね納付しており、納付意識の高さがうかがえる。

また、社会保険庁の記録及びA市役所が保管する国民年金被保険者名簿（電算記録）には、昭和58年9月1日に資格喪失の記録があるものの、同市役所の保管する国民年金被保険者カードには資格喪失日が記載されていない上、申立人の所持する国民年金手帳にも資格喪失日が記載されていないなど、行政側の事務処理が適切に行われていなかった形跡がうかがえる。

さらに、申立期間の前後に申立人の住所の変更は無く、その夫の勤務先も同一であるなど、申立人の生活状況に変化は見られないことから、申立人の主張に不自然さは見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の、昭和52年1月及び同年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年1月及び同年2月

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、昭和52年1月及び同年2月の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

父から国民年金に加入するように厳しく言われていたので、20歳になった当初から国民年金に加入し、保険料はA組合（現在は、B組合C支店）から口座振替で納付していた。このため申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は2か月と短期間である上、申立人は、国民年金加入期間の保険料をおおむね納付しており、同居の家族も国民年金加入期間の保険料をすべて納付しているなど、申立人の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人は、国民年金加入当初からA組合の自らの預金口座から口座振替で保険料を納付していたとしているところ、A組合の元職員の証言から、A組合では昭和50年ごろから国民年金保険料の口座振替による収納事務を開始していたことが確認できる上、当時、申立人がA組合の口座から国民年金保険料を口座振替で納付していたと当該元職員が証言していることから、申立人の主張には信憑<sup>びよう</sup>性が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年9月から41年3月までの期間及び45年4月から同年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年12月から41年3月まで  
② 昭和45年4月から同年11月まで

テレビで年金問題が取り上げられた際、心配になり社会保険事務所に出向いて、納付記録を確認したところ、申立期間の保険料が未納とされていることが判明した。

私の国民年金に係る加入手続は元夫が行い、保険料の納付は元夫又は義母が元夫の保険料と一緒に私の分も払っていたはずである。元夫の保険料に未納がないのに、私の保険料に未納があることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は申立期間以降の保険料をすべて納付しており、申立人が申立人の保険料を納付したとするその元夫も国民年金制度発足時の昭和36年4月から60歳に至るまでの期間の保険料をすべて納付しているとともに、その義父及び義母とも国民年金加入期間の保険料をすべて納付していることから、申立人の家族の納付意識は高かったと認められる。

また、社会保険事務所の記録により、申立期間②直前の昭和41年度から44年度までの期間の申立人の保険料は現年度納付されていることが確認できる上、申立期間②が8か月と短期間であり、他の同居家族の保険料が納付済みであることを考慮すると、納付意識の高いその元夫又は義母が申立人の申立期間②の保険料のみを納付しなかったとするのは不自然である。

2 申立期間①について、申立人は、厚生年金保険の適用事業所を退職した翌月の昭和39年12月に元夫が国民年金の加入手続を行ったとしているが、社

会保険事務所の記録により、申立人の国民年金手帳記号番号は 40 年 9 月 1 日を資格取得日として 41 年 10 月 13 日に払い出されていることが確認できるものの、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧及び氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号払出時点では、申立人の資格取得日以降の期間である昭和 40 年 9 月から 41 年 3 月までの保険料については、過年度納付が可能であることから、納付意識の高い申立人の元夫又は義母が過年度納付の可能な当該期間の保険料を納付したとしても不自然ではない。

しかしながら、申立期間①のうち、昭和 39 年 12 月から 40 年 8 月までの期間については、未加入期間とされていることから納付書が発行されず、保険料の納付ができなかったものと考えられる。

また、申立人は保険料納付に関与しておらず、申立人が申立人の保険料を納付したとするその元夫及び義母は既に他界しているため、国民年金の加入状況及び納付状況は不明である上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①のうち、昭和 40 年 9 月から 41 年 3 月までの期間及び申立期間②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年11月、平成2年3月及び同年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年11月  
② 平成2年3月及び同年4月

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、昭和60年11月と平成2年3月及び同年4月の期間について、国民年金の加入記録と保険料の納付事実が確認できないとの回答を受け取った。

私は、昭和60年11月に勤めていたA社を退職後すぐにB市役所において国民年金に加入し、また、平成2年3月も勤めていたC社を退職後すぐに同市役所において国民年金に加入した。どちらも保険料を納付したのに加入記録が確認できないことに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

両申立期間は、1か月及び2か月といずれも短期間である。

また、申立人の国民年金の加入状況及び保険料納付状況についての記憶は具体的かつ鮮明であり、申立内容に不自然さは見当たらない。

さらに、両申立期間当時、申立人と同居していたその元妻は、申立期間の保険料が納付済みであることを考慮すると、申立人が申立期間の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の、平成5年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 3 月

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、平成5年3月の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

申立期間は、私が平成3年12月1日から5年3月31日までA大学から出向してB大学で研究生として勤務していた時期であり、国民年金は3年12月から加入し、B大学に在籍中は保険料を毎月納付していた。このため、申立期間の保険料のみが未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間である上、申立人は、国民年金と厚生年金保険の切り替えも適切に行っており、納付意識は比較的高かったものと認められる。

また、申立人は、B大学在勤当時においては、毎月、国民年金保険料を納付していたとしているところ、事実、社会保険庁の記録により、平成3年12月から申立期間直前の5年2月までの保険料は、毎月定期的に納付されていることが確認できることから、比較的納付意識の高い申立人が、申立期間の1か月のみ保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（平成7年7月29日）及び資格取得日（平成7年9月25日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年7月29日から同年9月25日まで

ねんきん特別便の内容を確認したら、A社に勤務していた期間のうち、平成7年7月29日から同年9月25日までの2か月間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが判明した。

平成7年7月に同事業所を一旦退職したが、2週間くらい経過後に復職の依頼があり復職した。復職までの期間は、有給休暇扱いとして処理され、減額されることなく給与をもらった。厚生年金保険被保険者記録の抜けている期間の給与明細書には、厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険庁の記録では、A社において平成3年11月20日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、7年7月29日に資格喪失後、同年9月25日に同社において再度資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、申立人から提出された、給与明細書、源泉徴収票並びに上司及び同僚の証言から、申立人が、申立期間も継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書及び源泉徴収票から、20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、社会保険事務所の記録どおりの届出を行っていることから、納付していないとしており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成7年7月分及び同年8月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た申立期間①に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間の標準報酬月額を22万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和22年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成10年12月1日から12年1月25日まで  
② 平成12年1月25日から13年ごろまで

社会保険事務所の訪問調査により、A社で勤務していた期間のうち、平成10年12月1日から12年1月25日までの期間に係る標準報酬月額が、遡及して大幅に引き下げられていることが判明した。

当時、月22万円程度の給与を受け取っていたことから、この処理には納得できないので、標準報酬月額を元に戻してほしい。

また、資格喪失日が平成12年1月25日となっているが、退職したのは13年ごろであるので、厚生年金保険被保険者期間についても調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における申立期間①の標準報酬月額は、当初22万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成12年1月25日より後の同年2月9日に申立期間①の標準報酬月額が遡及して9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、申立人から提出された平成11年3月分及び同年12月分の給与明細書から、厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額は、申立人の主張する標準報酬月額と一致することが確認できる。

さらに、事業主は、「当時の経営状態は悪く、社会保険料を滞納していた。」と証言している上、社会保険事務を担当していた事業主の妻は、「事業主と一緒に、社会保険事務所の職員から、標準報酬月額を引き下げる届出をする

ように指示を受けた。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、このような記録訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間①において、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が当初、社会保険事務所に届け出た 22 万円に訂正することが必要であると認められる。

2 申立期間②について、雇用保険被保険者記録から、申立人が継続して平成 13 年 3 月 24 日まで A 社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立人から提出された給与明細書（平成 12 年 8 月、同年 11 月、同年 12 月及び 13 年 1 月分）により、いずれの月においても厚生年金保険料を控除されていなかったことが確認できる。

また、社会保険事務所が保管する記録から、申立人が平成 12 年 1 月以後は国民年金に加入し保険料を納付していることが確認できる上、同僚 3 人も、同年 1 月以後は国民年金に加入し保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た申立期間①に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間①のうち、平成10年12月から11年9月までに係る標準報酬月額を20万円に、11年10月から同年12月までに係る標準報酬月額を19万円に、それぞれ訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成10年12月1日から12年1月25日まで  
② 平成12年1月25日から同年2月25日まで

社会保険事務所の訪問調査により、A社で勤務していた期間のうち、平成10年12月1日から12年1月25日までの期間に係る標準報酬月額が、遡及して大幅に引き下げられていることが判明した。

当時、月19万円程度の給与を受け取っていたことから、この処理には納得できないので、標準報酬月額を元に戻してほしい。

また、資格喪失日が平成12年1月25日となっているが、退職したのは同年2月24日であるので、厚生年金保険被保険者期間についても調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 社会保険庁のオンライン記録では、申立人のA社における申立期間①の標準報酬月額は、当初、平成10年12月から11年9月までは20万円、同年10月から同年12月までは19万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった12年1月25日より後の同年2月9日に申立期間①の標準報酬月額が遡及して9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、申立人から提出された平成11年分給与所得に対する源泉徴収簿から、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、申立人の主張する標準報酬月額と一致することが確認できる。

さらに、事業主は、「当時の経営状態は悪く、社会保険料を滞納していた。」と証言している上、社会保険事務を担当していた事業主の妻は、「事業主と一緒に、社会保険事務所の職員から、標準報酬月額を引き下げる届出をするように指示を受けた。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、このような記録訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間①について、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の標準報酬月額は、平成10年12月から11年9月までは20万円、同年10月から同年12月までは19万円の事業主が当初、社会保険事務所に届け出た標準報酬月額に訂正することが必要であると認められる。

2 申立期間②について、雇用保険被保険者記録から、申立人が継続して平成12年2月24日までA社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立人から提出された給与明細書（平成12年1月及び同年2月分）により、いずれの月においても厚生年金保険料を給与から控除されていなかったことが確認できる。

また、社会保険事務所が保管する記録から、申立人が平成12年1月以後は国民年金に加入し保険料を納付していることが確認できる上、同僚3人も、同年1月以後は国民年金に加入し保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月 1 日から 43 年 12 月 21 日まで  
社会保険事務所で年金請求手続の際に脱退手当金を受け取ったことになっていたが請求した覚えは無い。また、A社を退職する時には再就職するつもりであり、厚生年金保険の加入を続けなければならないことを知っていたことから、脱退手当金を受け取ったとは考えられず、納得できないので、調査願いたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の事務処理において脱退手当金を支給した場合、厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の表示をすることとされていたが、申立人が所持している厚生年金保険被保険者証にはその表示が無い。

また、当該被保険者証は、氏名が旧姓で、再交付の押印も無いことから、当時交付されたものと考えられ、脱退手当金の受給を希望せず、厚生年金保険被保険者証を大切に保管していたとの申立内容は信用できる。

さらに、申立人が勤務していた事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後のページに記載されている女性の脱退手当金受給資格者 9 人のうち、厚生年金保険被保険者資格を喪失し、脱退手当金の支給記録がある者は申立人のみである上、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 1 年 3 か月後の昭和 45 年 3 月 13 日に支給されたこととなっており、事業主による代理請求が行われていたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 新潟国民年金 事案 794

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年8月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年8月から61年3月まで  
ねんきん特別便が届き、申立期間が記録では未加入期間となっていると知った。

私は、勤めた会社を昭和51年4月25日に辞め、すぐに新しい仕事を始めると同時に自分でA市役所に出向いて国民年金の任意加入手続を行った。任意加入期間中に資格喪失の手続はしておらず、任意加入時から60歳まで間違いなく保険料を納付したので、申立期間が国民年金に未加入とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、任意加入の資格喪失手続を行っていないとしているが、特殊台帳及びA市役所が保管する国民年金被保険者名簿には昭和56年8月21日に資格喪失をした記録が確認できることから、この時点において資格喪失の手続が行われ、納付書は発行されず保険料の納付はできなかったものと考えられる。

また、申立人の所持する年金手帳には、昭和61年4月1日付けの被保険者資格取得の記載とA市役所の押印が見られる。申立人は、この点について、61年4月以降にA市役所に行った記憶は無い上、年金手帳は従来から金庫に保管していたとするなど、申立人の記憶は曖昧であり、申立内容には不合理な点が見受けられる。

さらに、氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年7月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年7月から51年3月まで  
ねんきん特別便が届いて、年金記録の未加入期間について知った。

国民年金加入手続の時期については記憶が無いが、昭和46年6月に長男が生まれ、生まれたばかりの長男を連れて保険料の納付に行ったことを覚えている。このため、申立期間が国民年金に未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年6月に長男が生まれ、その長男を連れて国民年金保険料の納付に行っていたとしているが、社会保険事務所の記録により申立人の国民年金手帳記号番号は、51年11月1日を資格取得日として52年1月に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、この時点では、申立期間は任意の未加入期間とされていたことから納付書が発行されず保険料の納付はできなかったものと考えられる。

また、申立人の国民年金加入時期及び手続場所についての記憶は曖昧であり、申立人が記憶している保険料額も当時の額と相違している上、申立人の所持する年金手帳の住所欄には、昭和51年12月に転居した後の住所のみが記載されているなど、申立期間において申立人が国民年金の加入手続を行ったことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名検索によっても申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月から41年3月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、昭和40年1月から41年3月までの納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

昭和40年1月に自転車修理販売業を開業した時、A商工団体の指導を受けて、国民年金の加入手続を行った。

私は、商売に専念していたので、加入手続及び保険料の納付は、元妻に任せていた。元妻は几帳面な性格だったので、保険料は元妻が納めていてくれたはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、その元妻が国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとしているが、加入手続に関する元妻の記憶は曖昧である。

また、申立人は、その元妻が昭和40年1月ごろ、申立人の国民年金の加入手続を行ったとしているが、社会保険事務所の記録により、申立人の国民年金手帳記号番号は、42年5月25日に夫婦連番で払い出されていることが確認できる上、社会保険事務所保管の国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧及び氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人の保険料を納付していたとするその元妻は、申立期間に係る保険料が未納である上、保険料をさかのぼってまとめて納付したことはないと言っているなど、申立期間の保険料が特例納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申

告書控等)は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの期間及び 39 年 4 月から 44 年 10 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月まで  
② 昭和 39 年 4 月から 44 年 10 月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの期間及び 39 年 4 月から 44 年 10 月までの期間の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

私は、中学校を卒業後、父が営む製麺業を手伝ってきた。国民年金の加入手続を行ったのは父親だと思うが、会社の事務担当者かもしれない。保険料は父が納めたので、どこでどのようにして納めたとか、保険料の金額は分からないが、両申立期間の保険料については、父が納めたはずであり、未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していない上、申立期間の保険料を納付したとするその父は既に他界しているため、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人と申立人の保険料を納付していたとするその父に係る両申立期間を含む昭和 36 年 4 月から 44 年 10 月までの納付記録は全く同一であり、その父も両申立期間の保険料は未納である。

さらに、申立人の特殊台帳の備考欄に「不在被保険者確認昭和 39 年 12 月」との記載があることから、申立期間②の 39 年 12 月当時、市役所では申立人の所在を把握することができず、そのため、保険料の収納もできなかったものと考えられる。

加えて、両申立期間の保険料をその父が納付したことを示す関連資料（家計

簿、確定申告書控等)は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 10 月 1 日から 38 年 6 月 15 日まで  
昭和 34 年 10 月 1 日から 38 年 6 月 15 日まで勤務した A 社での厚生年金保険の加入期間について確認したところ、39 年 6 月 20 日に脱退手当金として支給済みとの回答を受けたが、脱退手当金を受け取った覚えは無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A 社に係る申立人の被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りが無いなど、一連の事務処理に不自然さはいわねない。

また、A 社を退職後、昭和 55 年 4 月まで厚生年金保険への加入が無い申立人が申立期間の脱退手当金を受給することに不自然さはいわねない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 3 月から同年 6 月 30 日まで

厚生年金保険の被保険者期間について照会したところ、昭和 30 年 3 月から同年 6 月までの 4 か月間の記録が無いとの回答を受け取った。

私は、昭和 30 年 3 月に高校の卒業式が終わるとすぐに A 社に入社し、経理事務や店頭販売に従事していた。病院に行くため、健康保険証も受領したと記憶している。当時の給与明細書は無いが、給与から厚生年金保険と健康保険の保険料を控除されていたと記憶しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の専務取締役、常務取締役及び複数の同僚が、申立人は申立期間当時、A 社において事務員として勤務していたと証言していることから、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立期間当時の A 社の経理事務担当者は、「高校卒業後すぐに採用された申立人は、実務経験が無いことから、採用後直ちに厚生年金保険に加入させなかった。このため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料は控除していない。」と証言している。

また、社会保険事務所が保管する A 社に係る健康保険・厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と厚生年金保険の被保険者資格取得日が同日で連絡先が確認できた同僚二人は、「申立人と同時期に入社しているが、A 社の B 部門には見習期間があり、見習期間中は厚生年金保険には加入していなかった。」と証言している。

さらに、申立人は健康保険証を受領したとしているが、その受領時期の記憶は明確でない上、申立期間に係る厚生年金保険料の控除についての具体的な記

憶が無く、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

加えて、A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているため、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 11 月から 38 年 3 月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録の照会をしたところ、A社B事業所での加入期間が無いとの回答を受け取った。

C社D製造所の臨時従業員を解雇され、その後、昭和 37 年 11 月からA社B事業所の現場職員として従事し、当初は現場の見張り・監督が主な仕事であったが、38 年 1 月からは完成箇所の書類作成が主な業務となり、週に 2 日くらいの割合で現場事務所での宿直もあった。

当時は若く、年金への関心も薄かったので、厚生年金保険料をいくら納めていたかは覚えていないが、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社B事業所の元同僚が、E事業所竣工 30 周年の懇談会のために作成した「A社E事業所建設工事従事者名簿」及び「E事業所竣工 30 周年懇談会の出席者名簿」並びに複数の元同僚の証言から、申立人が同事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、社会保険庁の記録において、A社B事業所が昭和 37 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できる。

また、上記の「A社E事業所建設工事従事者名簿」に氏名が記載されている 89 人のうち申立人を含む 7 人については、社会保険庁の記録から、A社B事業所において厚生年金保険に加入していないことが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の第四種被保険者として厚生年金保険料を納付していたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 12 月 20 日から 57 年 4 月 10 日まで  
ねんきん特別便が来て厚生年金保険の任意継続をした申立期間が欠落していることが分かった。

勤務していたA社の仕事が減り、私も含め 10 人くらいが解雇された。会社は 3、4 か月すれば忙しくなるから、その時は戻ってきてほしいと言われたので、わずかな期間と思い厚生年金保険の任意継続をし、厚生年金保険料をB銀行に払い込んだ。証拠となる資料は無いが、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の第四種被保険者資格を取得し、厚生年金保険料を納付していたと申し立てているが、申立人が初めて厚生年金保険に加入した日は、A社における資格取得日である昭和 50 年 6 月 1 日であり、56 年 12 月 20 日に資格を喪失していることが確認できることから、申立期間以前における厚生年金保険被保険者月数は 78 か月であり、第四種被保険者資格の取得要件を満たしていない。

また、申立人が厚生年金保険料を納付した事実を確認できる資料は無い上、申立人は、保険料の納付金額や第四種被保険者資格の取得手続について具体的な記憶も無い。

さらに、申立人と同日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している 9 人の同僚は、全員が同資格の喪失日から第四種被保険者資格取得の申し出期限である 6 か月後までの間において第四種被保険者の資格を取得した記録が無い上、8 人が健康保険のみを任意継続していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における保険料の納付について確認できる関連

資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の第四種被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を納付していたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月 11 日から 39 年 12 月 20 日まで  
国民年金の払い込みが終了した満 60 歳の時に、役場から A 社 B 工場の厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金が支給済みであることを教えられた。脱退手当金を受け取った記憶が無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 40 年 2 月 18 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立期間と申立期間後に厚生年金保険に再加入した被保険者期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号となっており、脱退手当金を受給したために別の番号が払い出されたものとするのが自然である上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 4 月から 58 年 11 月まで  
② 昭和 59 年 4 月から 61 年 12 月まで

社会保険事務所で厚生年金保険の加入期間照会を行ったところ、申立期間①のA社と申立期間②のB社に勤務した厚生年金保険の被保険者期間が無いことに納得がいかない。

いずれの申立期間についても厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が申立期間当時勤務していたとするA社は、同社の所在地を管轄する法務局において商業登記の記録が確認できない上、社会保険事務所においても、厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない。

また、申立人は、事業主及び同僚の氏名等について記憶が無いことから、A社における申立人の勤務の状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

2 申立期間②について、同僚の証言から期間は特定できないものの、申立人がB社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、B社は、既に解散しており、元事業主も他界している上、当時の役員も所在が不明のため証言を得ることができないことから、厚生年金保険料の控除について確認できない。

3 申立人はいずれの申立期間についても厚生年金保険料控除に係る具体的

な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人のいずれの申立期間についても厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険第三種被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 23 年 12 月から 24 年 4 月まで  
② 昭和 24 年 12 月から 25 年 9 月まで

社会保険事務所に厚生年金保険被保険者期間を照会したところ、申立期間①及び②が厚生年金保険第三種被保険者期間となっておらず、坑内加算がされていないことが分かった。

私は、A社B所でトラック運転助手として勤務していたが、申立期間①及び②の期間は「坑内雑役夫」として坑内労働に従事した。それにもかかわらず、社会保険庁の記録において、厚生年金保険第三種被保険者として坑内加算されていないのは納得がいかない。

両申立期間を厚生年金保険第三種被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、社会保険事務所の記録から、申立人がA社（現在は、C社）B所において厚生年金保険第一種被保険者として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立人と同様にトラック運転手及び助手をしていた同僚3人は、「臨時に冬期間のみ坑内労働を行っていた。」と証言しており、そのうち1人は、「正規の坑内夫ではなかったため、厚生年金保険第三種被保険者にはなれないことを承知していた。」と証言しているところ、事実、社会保険事務所の記録において、同僚3人の冬期間における厚生年金保険第三種被保険者の記録を確認できない。

また、申立期間①及び②について、申立人は、厚生年金保険第三種被保険者として厚生年金保険料を控除されたことを確認できる資料が無い上、C社は、当時の資料が無いため、申立どおりの種別変更の届出の有無については不明で

あると回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険第三種被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年12月4日から44年7月25日まで

社会保険庁から年金記録照会が送付されたので確認したところ、A社の厚生年金保険に加入した日が昭和44年7月25日となっていた。

前の会社を辞めてすぐ勤務したので、厚生年金保険には1日の切れ間も無く加入していた。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を記憶している同僚の証言から、申立期間において、時期及び期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社は既に廃業しており、かつ、当時の事業主も他界していることから、申立てに係る事実を確認することができない上、申立期間当時、当該事業所において社会保険事務を担当していた元事務員は、「申立人は遠距離通勤であり常勤できるか不明のため、当時の事業主の指示により入社当初は厚生年金保険の加入届出をしなかったので社会保険の記録に間違いは無く、申立期間について給与から保険料控除は行っていない。」と証言しているなど、申立期間において事業主により給与から保険料が控除されていたことをうかがえる周辺事情が見当たらない。

また、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間において申立人の氏名は無い上、健康保険の整理番号に欠落も無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたものとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料控除に係る具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されてい

たことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月 14 日から 39 年 8 月 11 日まで  
平成 19 年 8 月ごろの年金相談で、厚生年金保険の資格期間を調査してもらい、同年 10 月にもらった記録回答書を見て脱退手当金支払記録があることを知ったのだが、脱退手当金をもらった記憶が全く無いので、調査願いたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 2 か月後の昭和 39 年 10 月 13 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、社会保険事務所の A 社 B 工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の記載があるページの前後 5 ページに記載されている脱退手当金受給資格者 51 人の支給記録を調査したところ、24 人に支給記録があり、そのうち 17 人は資格喪失から 6 か月以内に脱退手当金の支給決定が行われている上、連絡先が判明した 4 人のうち 3 人は請求手続について会社が代理で請求してくれたと証言していることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人の厚生年金保険の被保険者番号は、申立期間と申立期間後の被保険者期間とでは別番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然である。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。